

日本E R I 株式会社

防災・省エネまちづくり緊急促進事業に
係る技術評価業務規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この「防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る技術評価業務規程」(以下「規程」という。)は、日本 E R I 株式会社(以下「E R I」という。)が、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け・国都市第 341 号・国住備第 724 号・国住街第 201 号・国住市第 179 号・国土交通省都市局長通知・国土交通省住宅局長通知。最終改正令和 5 年 11 月 30 日・国都市第 133 号・国住備第 104 号・国住街第 96 号・国住市第 122 号 以下「交付要綱」という。)第 4 第 3 項及び第 4 項並びに「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。令和 6 年 12 月 17 日最終改正) 附属第 II 編イ-13-(10) 3. 第 3 項及び第 4 項の規定に基づく技術評価の実施について必要な事項を定めるものである。

(技術評価業務の基本方針)

第 2 条 技術評価の業務は、交付要綱、防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準(以下「技術基準」という。)及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領(以下「評価要領」という。)によるほか、この規程に基づき、中立の立場で、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術評価の業務を行なう時間及び休日)

第 3 条 技術評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 第 1 項の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (4) その他 E R I が定める日

3 第 1 項の技術評価の業務を行なう時間及び第 2 項の休日については、緊急を要する場合又は事前に E R I と申請者との間において技術評価の業務を行なうための日時の調整が行なわれている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第 4 条 技術評価の業務を行なう主たる事務所の所在地は、東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 24 号とし、その他の事務所は E R I 各支店のそれぞれの所在地とする。

(技術評価業務の範囲及び公正の確保)

第 5 条 E R I は、交付要綱に規定する技術評価及びこれに付随する技術評価の業務を行なう。

2 E R I の長、役員又はその職員が関係する個人、企業、団体等が設計、建設工事、工事監理及び販売等を行なう住宅に係る技術評価の業務は行なわない。

(技術評価の業務を行う区域)

第 6 条 業務区域は、日本国内の全域とする。

(秘密保持義務)

第7条 ERIの役員及びその職員並びにこれらの職にあった者は、技術評価業務に関して知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

第2章 技術評価業務の実施体制

(技術評価員の選任)

第8条 代表取締役は、技術評価の業務を実施させるため、住宅性能評価機関としてERIが備える評価員登録簿に登録した住宅性能評価員のうちから技術基準及び実施要領に習熟した者を技術評価員として選任する。

(技術評価業務の実施体制)

第9条 技術評価の業務は、2名以上の技術評価員が実施するものとする。

- 2 技術評価員は、その職務の遂行にあたり技術基準に従い、公正、適確に技術評価業務を行い、中立の立場で不正な行為のないようにしなければならない。
- 3 代表取締役は、技術評価委員会を構成する委員長及び委員を、住宅性能評価業務及び技術評価業務全般に精通したERI職員のうちから選任する。
- 4 技術基準第4に定める特別な場合の措置において、意見書の作成等が必要な場合には委員長は技術評価委員会を開催するものとする

(法律等の遵守)

第10条 技術評価員は、技術基準、実施要領、住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築基準法並びに関係法令の理解に努め、これを遵守しなければならない。

第3章 技術評価業務の実施方法

(技術評価の申請)

第11条 申請者は、技術評価の申請に際し、次の各号に掲げる図書（以下「技術評価申請図書」という。）を2部ERIに提出しなければならない。

- (1) 別記「技術評価申請図書作成要領」（以下「作成要領」という。）に定める技術評価申請書
- (2) 作成要領に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価シート
- (3) 作成要領に定める説明書等
- (4) 作成要領に定める設計図書
- (5) 設計住宅性能評価書の写し

(技術評価の申請前に設計住宅性能評価が終了している場合に限る。)

2 前項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（ERIの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電

子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(技術評価の引受け及び契約)

第12条 ERIは、前条の技術評価の申請があったときは、次の事項について審査し、当該各号に該当すると認める場合においては、技術評価申請を引受ける。

- (1) 申請に係わる事業計画が交付要綱に規定する一定の要件に適合するものであること。
- (2) 技術評価申請図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術評価申請図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術評価申請図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 ERIは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ERIは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該技術評価申請図書を返還する。

4 ERIは、技術評価の申請を引受けた場合には、申請者に技術評価業務に係わる引受承諾書を交付する。この場合、申請者とERIは別に定める「日本ERI株式会社防災・省エネまちづくり緊急促進事業・技術評価業務約款」(以下「技術評価業務約款」という。)に基づき契約を締結するものとする。

(技術評価業務約款に記載する事項)

第13条 技術評価業務約款には、少なくとも次の事項を明記するものとする。

- (1) 申請者は、ERIの請求があるときは、ERIの技術評価業務の遂行に必要な範囲内において申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にERIに提出しなければならないこと。
- (2) 技術評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 支払期日に関すること
 - (b) 支払方法に関すること
- (3) ERIは、ERIの責めに帰することができない事由により、業務期日までに技術評価書を交付できない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができること。
- (4) 技術評価書の交付前までに、申請者の都合により申請に係る事業計画を変更する場合は、申請者は速やかにその旨をERIに通知し、変更部分の技術評価申請図書を提出しなければならないこと。
- (5) 契約の解除及び、損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) (4)の計画変更が大規模な場合には、申請者は当初の計画に係る技術評価の申請を取下げ、別件として改めて技術評価を申請しなければならないこと。この場合、当初の技術評価業務に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、技術評価書が交付されるまでにERIに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合、ERIは、技術評価料金が既に支払われているときは返還せず、また当該技術評価料金が支払われていないときは、技術評価料金を請求することができること。

- (c) 申請者は、ERIが行なうべき技術評価業務が業務期日から遅延し又は遅延することが明らかであること、その他のERIの責めに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) ERIは、申請者の協力が得られないこと、申請者が正当な理由なく引受承諾書に定める額の技術評価料金を技術評価業務約款に規定する支払期日までに支払わないこと、その他の申請者の責めに帰すべき事由が生じた場合には、前条第1項の引受けを取り消し、契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定による契約解除の場合、ERIは相当額の評価料金の支払を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) ERIが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 技術評価を実施することにより、申請に係る事業計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものではないこと。
 - (b) 技術評価申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な技術評価を行なうことができなかつた場合、技術評価の結果について責任を負わないこと。

(技術評価の実施)

- 第14条 ERIは、技術評価業務を引受けたのち速やかに、技術評価のための審査を技術評価員に実施させる。
- 2 技術評価員は、技術基準及び実施要領に基づき、技術評価申請書及びその技術評価申請図書をもって前項の審査を行なう。この場合、必要に応じ申請者等に説明等を求めることができる。
 - 3 技術基準第4に定める特別な場合の措置において意見書等を作成する場合、技術評価委員会が必要に応じ申請者等に説明等を求めることができる。

(技術評価の申請の取り下げ)

- 第15条 申請者は、技術評価書の交付以前に技術評価の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した技術評価業務取り下げ届をERIに提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、ERIは、技術評価業務を中止し、技術評価申請図書を申請者に返却する。

(技術評価申請図書の変更)

- 第16条 申請者は、技術評価書の交付前に評価の対象となる事業計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてERIに通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、ERIが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、技術評価の申請を取り下げ、別件として再度技術評価の申請を行わなければならない。

(技術評価書の交付)

第 17 条 E R I は、技術評価を終了したときは、次に掲げる場合を除き、速やかに申請者に対して技術評価書を交付する。

- (1) 技術評価申請図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 技術評価申請図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 技術評価の対象となる事業計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準法関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 技術評価の対象となる事業計画が住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に適合しないと認めるとき。
- (5) 技術評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、その他 E R I の責めに帰することのできない事由により、技術評価が行えなかったとき。
- (6) 技術評価料金が支払い期日までに支払われていないとき。

第 4 章 技術評価料金等

(技術評価料金)

第 18 条 技術評価の料金は別表に定める額とする。

なお、技術評価を行うため、別途性能試験等が必要となる場合は、性能試験等の費用は申請者の負担とする。

また、次の 1)、2) 及び 3) の場合は、技術評価料金が異なる場合があるため別途協議により定めるものとする。

- 1) 技術基準第 4 に定める特別な場合の措置において、技術評価委員会を開催し意見書を作成する場合には、料金の割増しができるものとする。
 - 2) 設計・仕様等が大幅に違う住棟は、原則として異なる事業計画として扱うものとする。
 - 3) 技術評価を効率的に実施できると E R I が判断したとき及び技術評価の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行うときは減額できるものとする。
- 2 技術評価書交付後の変更技術評価の料金は、当初適用された料金の 2 分の 1 の額とする。ただし、変更が軽微な場合は、変更の内容を考慮し別途協議のうえ決定するものとする。
- 3 技術評価書の再発行料金は、一通につき 5,000 円（税抜金額）とする。

(技術評価料金の収納)

第 19 条 申請者は前条に定める技術評価料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(技術評価料金の返還)

第 20 条 収納した技術評価料金等については返還しない。ただし、E R I の責めに帰す事由により技術評価が実施できなかった場合には、この限りではない。

第 5 章 雑則

(帳簿及び書類の保存)

第 21 条 帳簿及び書類の保存期間は次のとおりとする。

文書区分	保存期間
(1) 帳簿	E R I が技術評価の業務を廃止するまで
(2) 技術評価申請書及びその申請図書、技術評価に係わる契約書、その他技術評価に要した書類	技術評価書を交付した日から 5 年

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 22 条 前条に掲げる帳簿及び書類の保存は、技術評価業務の審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠のできる室、ロッカー等において確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

(事前相談)

第 23 条 申請者は、技術評価業務の申請に先立ち、E R I に相談をすることができる。この場合において、E R I は誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は平成 26 年 9 月 1 日より施行する。

(附則)

この規定は平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

(附則)

この規定は平成 30 年 12 月 10 日より施行する。

(附則)

この規定は 2022 年 8 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は 2025 年 4 月 1 日より施行する。

制定：平成 26 年 9 月 1 日

改正：平成 30 年 8 月 1 日

改正：平成 30 年 12 月 10 日

改正：2022 年 8 月 1 日

改正：2025 年 4 月 1 日